上小岩第二小学校給食部

長期欠席に伴う給食費返金の流れ

江戸川区教育委員会学務課給食保健係からの通知により、

令和4年度5月から、給食費返金の内容が以下のように変わります。

① 保護者から連絡を受ける。

給食を止める期間(休む期間)を聴取する。

年 月 日~ 年 月 日(日間)

※返金できるのは、連絡があった日の3日後で、**給食を停止する日が4日間以上続く場合。**(3日未満の場合は返金できません。)

(例:返金しない場合)

月	火	水	木	金	土
把握			停止①	停止②	
停止③	再開				

(例:返金する場合)

月	火	水	木	金	土
				把握 '	
		停止①	停止②	停止③	
停止④	再開				

※返金できるのは、連続して5日以上休む場合。また、給食を提供しない土日祝日は含まない。

- ② 担任、栄養士に給食を止める期間を連絡する。
- ③ 栄養士から担任→保護者に「給食停止届」を配布。(児童の復帰後でも可)
- ④ 栄養士から事務室へ「給食停止届」を提出。
- ⑤ 後日、学校から保護者へ、振り込みで返金。 (相殺はせず、手続き完了後、保護者の口座へ返金分を入金する。)

問い合わせ先: 03-3673-0993

担当:原田 根本